

## < 定款抜粋 >

### 第2章 目的及び事業

(目的)

#### 第3条

この法人は、中高年齢者、主婦、障害者、学生などの市民を対象に、地域の商業・産業の活性化のためにそれぞれの一芸・一能（スキル）を出し合い、関係する行政や大学、企業との協働・橋渡しの場づくり、これからの情報化社会に対応できる情報技術活用のスキルアップ、生活文化情報の発信、自治体及び市民が推進するまちづくりに関わる調査・相談・提案などをおこない、

もっていきいきした明るいまちづくりに寄与していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

特定非営利活動促進法第2条別表

- 1．保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2．社会教育の推進を図る活動
- 3．まちづくりの推進を図る活動
- 4．以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 一芸・一能橋渡し事業

市民の一芸・一能のデータベースをつくり、行政や民間などが行う地域の商業・産業の活性化などまちづくりに関するニーズ情報を集め、市民の一芸・一能発表会等を通じて、協働の橋渡しを行う。

(2) ふれあい・情報交流の場提供事業

例会を中心に、講演・セミナー、シンポジウム、懇談会をひらき、会員自身の研鑽をはかりながら、まちづくり関係者・市民団体との交流を行う。

(3) 情報技術（IT）向上と活用のサポート研修事業

IT講習を受けた会員や市民のための補習・相談教室（オンラインを含む）を開き、情報技術活用のスキルアップを図る。

(4) 本会の活動状況・成果や市民生活文化情報の発信事業

地域のニュース、市民の意見などを載せた地域新聞を発行し、情報を発信する。

また機関紙の発行、ホームページや会員メーリングリストを開設し、広く情報発信・交換を行う。

(5) まちづくりに関わるシンクタンク事業

まちづくりに関する行政、諸団体活動の情報収集・調査を行い、事業企画・提案および相談を行う。

(6) その他、目的を達成するために必要な事業

- 2 この法人は、必要に応じて情報技術研修、起業支援、調査研究、コンサルテーションの収益事業を行う。
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員および学生会員を特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の趣旨に賛同し、入会金及び会費を納めた個人
- (2)学生会員 この法人の趣旨に賛同し、入会金及び会費を納めた学生
- (3)賛助会員 この法人の事業活動を支援し一口以上の寄付をした個人または団体

### 第10章 雑則

#### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から、平成14年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の正会員、学生会員及び賛助会員の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費は正会員は6千円、学生会員は3千円とし、賛助会員の年会費は一口1万円とする。また、入会金は、平成14年3月31日以前に入会したものは0円とし、平成14年4月1日以降に入会したものは千円とする。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	山中 国雍
副理事長	武澤 俊夫
副理事長	青木 幹治
理 事	堀江 幸夫
理 事	田村 信之
理 事	杉山 穎男
監 事	砂原 十郎

## <i-CAN とは>

Ikiiki Civil Activist Net の略。

## <その他、留意事項等>

### その他留意事項

- \* 運営・事務作業は、特定の人への過重な負担にならないよう、社員全員が分担、あるいは交代して遂行する。
- \* 活動の情報（会計を含む）はオープンにおこなうこと。
- \* 会の連絡は、メールをベースとする。
- \* 事業の立ち上げ・運営は、発案者が企画しワーキンググループ（WG）を編成し、運営委員会の了承を得て運営する。  
WG活動は、MLあるいは例会にて報告すること

### 特定非営利活動促進法関連

- \* 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。
- \* 宗教や政治活動を主な目的にしない。
- \* 特定の公職の候補者もしくは公職にあるもの又はや政党を推薦、支持、反対する事を目的にしない。
- \* 営利を目的としない。収益事業の収益は特定非営利活動にかかわる事業にあてる。